

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第 8 条第 2 項の規定により当市内に居住する者等は本公告の日から 4 月以内に、店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から、市に対し意見書を提出することができる。

平成 28 年 3 月 10 日

新潟市長 篠田 昭

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 赤道ショッピングセンター

所在地 新潟市東区錦町 4 丁目 37 番

設置者 三菱UFJリース株式会社

2 変更しようとする事項

- ・施設の配置に関する事項

廃棄物等の保管施設の位置

（変更前）

位置 廃棄物等の保管施設No.（配置図上のNo.）	廃棄物等保管施設の容量
廃-1A（建物②内西側）	（25.47 m ³ ）
廃-1B（建物③内東側）	（19.21 m ³ ）
廃-2（建物①内西側）	（35.57 m ³ ）
廃-3（建物④内南側）	（ 2.92 m ³ ）
廃-4（建物⑤内南側）	（ 1.49 m ³ ）
廃-5（建物⑩ 東側）	（ 2.92 m ³ ）
廃-6（建物⑩内西側）	（ 4.09 m ³ ）
廃-7（建物⑪内西側）	（ 4.86 m ³ ）
廃-8（建物⑫内北側）	（ 2.92 m ³ ）
合計	（99.45 m ³ ）

(変更後)

位置 廃棄物等の保管施設No. (配置図上のNo.)	廃棄物等保管施設の容量
廃-1A (建物②内西側)	(25.47 m ³)
廃-1B (建物③内東側)	(19.21 m ³)
<u>廃-2A (建物① 西側)</u>	(19.44 m ³)
<u>廃-2B (建物① 西側)</u>	(19.44 m ³)
廃-3 (建物④内南側)	(2.92 m ³)
廃-4 (建物⑤内南側)	(1.49 m ³)
廃-5 (建物⑩ 東側)	(2.92 m ³)
廃-6 (建物⑩内西側)	(4.09 m ³)
廃-7 (建物⑪内西側)	(4.86 m ³)
廃-8 (建物⑫内北側)	(2.92 m ³)
計	(102.76 m ³)

3 変更する年月日

平成28年11月5日

(但し、軽微変更と認められた場合、その日以降)

4 変更しようとする理由

建物1における効率的な運営を行うにあたって、施設位置の変更が必要なため

5 届出年月日

平成28年3月4日

6 縦覧場所

新潟市経済部商業振興課及び新潟市東区役所地域課

7 縦覧期間

平成28年3月10日から平成28年7月10日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問い合わせ先

商業振興課商業振興係

電 話 025-226-1633

Eメール shogyo@city.niigata.lg.jp